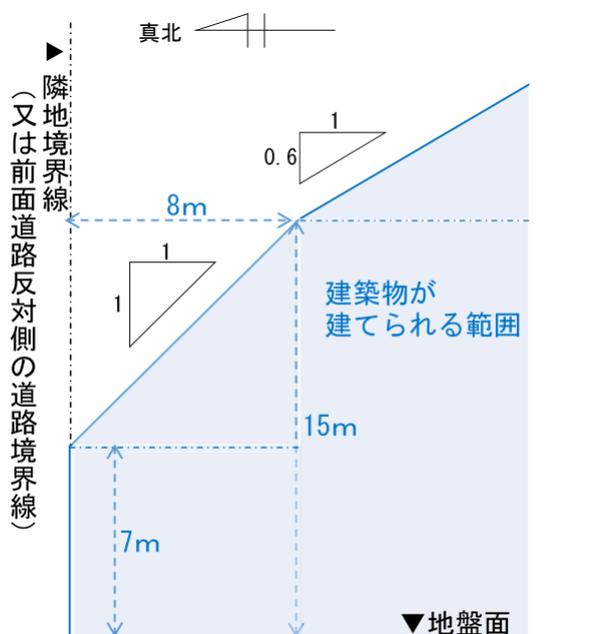


## 第1種高度地区の制限内容

### 【建築物の高さの最高限度】

建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル未満の範囲にあっては、当該水平距離に1を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8メートル以上の範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに15メートルを加えたもの以下とする。



※建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令第2条1項6号に定めるところによる。

### 1 制限の緩和措置

- (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線はないものとみなす。
- (4) 一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築する場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- (5) 一定の一団地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって区域内に建築される場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

### 2 適用の除外

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められた一団地の住宅施設、市街地再開発事業の施行区域内に建築される建築物及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物については、当該規定は適用しない。
- (2) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物に対しては、当該規定は適用しない。
- (3) 前号の規定は、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、又は建築物の敷地については適用しない。

### 3 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で市長が周囲の居住環境を害する恐れがないと認め、許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 建築基準法第59条の2第1項の規定により建築基準法施行令第136条に定められた敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物。
- (2) その他公益上やむをえないと認められるもの。